

シングル限定おためし就職支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町に移住を希望するシングルペアレントが、就業体験の機会を得ることで本町への定住促進を図ることを目的に、シングル限定おためし就職支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シングルペアレント 次のいずれかに該当する者であって、子ども（満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、現に就業していない者をいう。）を監護する者。ただし、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。
 - ア 配偶者と死別した者であって、現に婚姻していない者
 - イ 配偶者と離婚した者であって、現に婚姻していない者
 - ウ 婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻していない者
- (2) 就業体験 町内に所在する事業所に就業したことの無いシングルペアレントが、移住後就業を希望する事業所において、最長で3ヶ月の期間、実際に就業する体験を行うことをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、穴水町シングルペアレント支援事業実施要領（令和3年施行）第4条第3項の規定による穴水町シングルペアレント支援事業対象者認定証の交付を受けたシングルペアレントであって、本事業による就業体験を実施した者とする。

(就業体験事業所)

第4条 正社員として従業員等を雇用する目的で、シングルペアレントの就業体験が可能な町内に所在する事業所であって公共職業安定所において求職者に対し現に求人情報を公開している事業所をいう。

- 2 前項の事業所は、就業体験後に雇用する見込みの求人を実施する前に、シングル限定おためし就職支援事業所登録書（様式第1号）に公共職業安定所が発行した求人票の写しを添えて町長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する事業所は、就業体験実施後、速やかに就業体験実施報告書（様式第6

号)を町長に提出しなければならない。

- 4 第1項に規定する事業所は、シングルペアレントを就業体験後に雇用しないこととした場合には、その旨を前項の実施報告書により町長に報告しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 町長は、前条の規定による就業体験事業所において就業体験を行ったシングルペアレントに対し、次の費用に要する経費を補助する。

- (1) 居住地から本町までの往復交通費
- (2) 就業体験報酬
- (3) 宿泊所から就業体験事業所までの交通費
- (4) 子ども短期保育料

2 事業の対象範囲及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

- 3 第1項に掲げるいずれかの事業によって支援を受けようとする場合において、その支援の内容が類似する町の補助金の交付を受けた場合、又は受けることになっている場合は、前項の規定に関わらず、当該事業の対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、シングル限定おためし就職支援事業補助金交付申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 補助金の交付申請は、1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、シングル限定おためし就職支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による書類の審査により、補助金の交付が適当でないと認めたときは、シングル限定おためし就職支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助金交付者」という。)は、シングル限定おためし就職支援事業補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 町長は、補助金交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る補助金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるほか、町長が補助金の交付の決定の取消しが相当であると認めたもの

2 補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合であって、やむを得ない事情があると町長が認めた場合においては、前項の規定に関わらず、補助金の返還を要しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事業	事業の対象範囲	補助金の額
シングル限定おためし就職支援事業	(1) 居住地から本町までの往復交通費 (2) 就業体験報酬 (3) 宿泊所から就業体験事業所までの交通費 (4) 子ども短期保育料	(1) 公共交通機関利用運賃及び高速道路等通行料金。ただし、往復10万円を上限とする (2) 1日6時間以上で5千円。ただし、就業体験2日目より算定する (3) 公共交通機関利用運賃実費相当額。ただし、1日1千円を上限とする (4) 就業体験のために認定こども園等に子どもを預けた費用。ただし、1日4千円を上限とする

別表第2（第6条関係）

事業	添付書類	交付申請時期	補助金請求時期
シングル限定おためし就職支援事業	(1) 経費明細表（様式第2号別紙） (2) 請求明細書又は領収証など事業経費の金額を	事業終了後から起算して3ヶ月以内	交付決定後

	証明できるもの (3) 就業体験実施報告書 (様式第 6 号)		
--	---------------------------------------	--	--